

町所有のものですから、それは指定管理者に対しては無償で貸付貸与、貸与というか無償で貸付するというような条項が無いような気がしています。そして、その他に今度そこで営業始めた場合は、その利益に対しては指定管理者のものにしても良いですよというのは、ここにあるんですけども建物とか物品、そういうものに対しての貸与の仕方については、何かこの使用料云々というのは、例えば頂くという意味なんですか。

私は、無償で貸すんだよということで考えていたんですが、その条項が無いような気がしています。それと同時に場合によっては、前に示されたとおり選定委員会において指定管理者を選定された訳でありますけれども、そこにおいての議事録を見ますと、その事情によって採算が合わないような状態になっても、その指定管理者の代表者の方はそのツケを行政に求めるような事はしませんという事を議事録で確認しましたがけれどもそういう様な事はそのとおりでというような形で理解してもよろしいですか。

それと同時に、計画書を見ますと何かしらもう何千万円というものを指定管理料として、もう約束事みたいな形で進めているような感じがしますがけれども、その辺のところも確認をしたいと思います。

それから3回ですからもう一つ言います。指定管理者の選考委員会の責任者は副町長なんですね、ですから指定管理者の申請届出が1社だと聞いているんですが、その1社に対してはA B C D 5段階のランクの中で、Cランクという形で認定されたという事なんですよ。A Bは良い方、Cは真ん中、Dは下という事で真ん中なんですよ、それで町長の方に答申されたという事なんで、そこで、我々はまだ承知しておりませんが、何かしらAランクまで行けないような特

議 長	別な事情が発生するのでしょうか。もし、その辺の選考の過程の中でいろんな話し合いをした中で委員長としての感触がありましたらお知らせ願いたいと思います。 まず、これを１点目の質問とします。 山崎議員、あの３点ほどの質疑だと思うんですけども、道の駅あっさぶ商業施設の設置及び管理に関する条例の制定という事で、建物、物品をこういうふうなものは町として無償とするのか、あるいは指定管理者に貸出すものかという質問だと思うんですけども。この１点目は問題ないと思うんですけども、２点目の赤字補填の件につきましては、今のこの設置管理に関する条例制定の中ではなく、その指定管理者になるだろうという会社との協定書の中身になります。それと３点目が山崎議員の質問は指定管理者のランクがどうのという事だったと思うんですけども、当議案については条例の制定というふうな事で直接関係ございません。これにつきましては議案１４号では質問として取り上げる事は出来ません。 そういうふうな事で、町側は建物、物品を貸し出す場合のそういう様々なものを貸し出す場合
議 長 政 策 推 進 課 長	政策推進課長 今回の設置条例につきましては、条文の中でまず建物そのものを、公の施設として町が直営で管理すると。それから１２条では指定管理者による管理も出来るよとの２段構えでの設置条例になります。前段の使用料の納付等を条文で謳っておりますけれども、これにつきましては例えば映像空間の使用料をどうするのかとか、あとは公共スペースにおいて一般の方が何かの目的で借りたいという場合の使用料の文言を記載しているものであります。指定管理になった場合はそれ

議 長 山 崎 議 員	らの業務についても指定管理者が行うという様な条文になっている所でございます。 2 番 山崎議員 そうすると、施設とか中にある物品、そういうものは町の所有な訳ですから、私は指定管理者に対してはきちんと条例の中で無償貸与しますよとかの形で明示すべきだと思うんですが、それは無いんですか。それであればどういう考えなんですか、使用料とか頂くという事になるんですか。
議 長 町 長	町長 今、指定管理者から頂くとか貸し付けるとかという意味ではなくて、この設置条例の中では固定備品。言うなれば大型冷蔵庫だとか、建物の工事の時に一斉に整備されるものの備品関係は、この建物として町が整備をする。そして中に入ったいろんな業者さんが、その施設を使うということになるでしょうし、あと一般のお客さんがどんどん入って来て、このフロアの中で座ったりするイス机などは、これ特定の業者が使うのではなくて、入った住民の方々が使うとこういうことですから、こういうところの備品についても町が建物と一緒に設置をしてどうぞお使い下さいという事になります。 ですから、入った業者がそこにいくつ用意するとか、ここにいくつ用意するとかそういう事では無くて、この施設の中のそういう公に使われる備品については町が整備をすると、こういう事であります。
議 長 山 崎 議 員	2 番 山崎議員 私の質問の仕方が悪いんでしょうか。私は町長がおっしゃるとおりで、物品なり施設なりそれ

議 長 政 策 推 進 課 長 議 長 町 長	は町が今、５億何千万掛けて整備する訳ですからそれは良いと思うんですよ。それを特定の指定管理者が使用して営業する訳ですから、私はそれに対してもきちんとした形で、そういう施設や建物について無償で貸与しますよという条例で定めた方が良いんでないですかと、それがどこかにありますかという事なんですよ。 だから私は無償貸与すべきだと思いますよ。そうでなければ、場合によっては利用料でも頂きますという考えもあるという事なんですか。 私は無償で貸与しますという、それであればここで言う利用料金云々ここでなっている訳ですから、そしたら施設や建物も条例としてね、そういう指定管理者に対してね、町としては無償で使ってもらいますよ、貸与しますよときちんと条例の中でするべきではないかという質問なんですよ。けどもそれがもし、何億という建物をね、賃貸料頂きますとかにしたら誰も営業する人いないですよ。だからそれを条例でね、無償で貸与するからどうぞ頑張って下さいと、そういう考え方して、それがきちんとした形で条例の中に無い訳ですから、どうなんですかとそういう意味なんです。 政策推進課長 今回の条例の第８条の使用料の第２項に「公益上その他特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる」という条文を付け加えております。以上です。 ちょっと違うな、町長。 今、山崎議員の言われるような事が出来てくると、また別な角度から見るとこういう公的に一般町民が自由に使えるこういう施設備品については、町が設備をしますよと。ただ、中に入った
---	---

議 長	業者が町以外の備品を整備する場合があります。独自に自分たちの営業用の特別なものを用意するとか。こういう物は業者が用意する訳ですから、それは無償ではなくてそれぞれに用意をしてもらうと、こういう幅のある条文になっていますから。要するに一般の方々が使うものは町が、それから中に入った業者が特殊に使うものは自分たちでどうぞと、こういうふうな扱いにする条例になっていますので、全て町が負担するというものではなくて、その判別をするような仕訳になっております。
議 副 町 長	町長、山崎議員が聞いているのはそういうふうな町で貸与するとかそういう物は貸与し、入って来る人が設備するものは設備をすると、そういうふうなもので町サイドで無償で貸与するようなものを条例として制定すべきではないかという事です。 副町長 ちょっと見解の相違と言いますか、そもそも今回のこの道の駅あっさぶ商業施設というのは、町が施設を建設して、誰かに貸し付けるというようなものではなくて、町が建設してそれを管理して頂くと。そういう様な施設でございますので、貸付とかそういう概念は入っては来ないのかなと。あくまでも全体のことを管理して頂くと、それで公共の部分についての負担は町の方で負担すると、収益が上がるような部分については入って頂いた指定管理者の方で、その収益のなかでやって頂くと。こういうような施設でございますので、特定の備品を誰かに貸すとか何とかという事ではないということですので、ご理解頂きたいなと思います。
議 副 町 長	それで、条例を作る事は出来ないという事ですか。 そうですね。

議	長	この条例では作れないですけれども、協定書の中ではいろいろと協議は出来るという事でよろしいですか。
議	長	山崎議員、一応、本議案については商業施設の設置及び管理に関する条例というふうな事で物品を無償で貸し出すというようなものではなく、そっちの方は業者或いは指定管理者、あるいは別な関係のそういう立場の人に対して、協定書の中での協議をして行くという事であります。
議	長	他に質疑ありませんか。（声無し）
議	長	それでは質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１４号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。従って議案第１４号 道の駅あっさぶ商業施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	ここで、総務財政課長より発言を求められていますのでこれを許可します。
議	長	総務財政課長
総務財政課長		昨日、説明しました議案で文言の修正した箇所がありますのでご説明したいと思います。 昨日、議案１２号と致しまして題名の「道の駅あっさぶ新商業施設等の指定管理者の指定について」という事で内容をご説明したところではございますが、条例と整合性を図るために「新」という字を削除しまして、今単体でお配りしております議案第１２号 「道の駅あっさぶ商業施

議 長 総務財政課長	設等の指定管理者の指定について」という事で題名を変更して、修正したものを配布しておりますので、こちらの議案でご審議頂ければと思っております。宜しくお願い致します。 総務財政課長もう少し「新」を外した理由を詳しく述べて下さい。
議 長 議 長	今、設置条例というものがそもそも無い状態で議案を上程して、その部分で「新」という名前を付けたのですけれども、今回先程可決されました「道の駅あっさぶ商業施設の設置及び管理に関する条例」という事で、そちらに設置条例が規定されたところでございますので、「新」を削除したというところでございます。
議 長	以上であります。
議 長	それでは日程第20 議案第12号 道の駅あっさぶ商業施設等の指定管理者の指定について議題とします。（昨日、中断議案）
議 長	昨日に引き続き質疑を行います。
議 長	質疑ありませんか。
議 長	2番 山崎議員
山 崎 議 員	先程の質問の中に、本来ならばここで質問すべきことを先に言ってしまって、本当皆様、町長へご迷惑をおかけしました。反省しております。 それで先程質問しましたように、この一般社団法人厚沢部新エネルギー開発を指定管理という事で選定する過程において、委員会が設置されていろんな議論がされた訳であります。その中で点数を付けて町長へ答申した訳であります。先程言いました様にA B CのCランクという事で認定をして町長へ答申したと。それで本来ならば私はAになるのかなと思ったりもしているんで

議 山 崎 議 員 長 副 町 長	すよ。そういうことで何かそういう引っ掛かる点が審議の過程の中であるのであれば、まず説明をして欲しいと思います。 それと同時にもう一点はですね、続けて言わざるを得ないんですがこの新エネルギー会社というのはどういう会社なのか、私どもすっきりした形で理解したいと思います。それでこの会社は平成３０年に厚沢部町で会社を起ち上げたという事を議事録等で確認を致しましたが、３年間の会社の実績なりがさっぱり見えて来ないんですよ。ですからそれを是非理解したいと思いますので、この３年間の会社の業務内容、それから決算とかね、そのような内容が分かるようなものがあったら開示を願いたいというふうに思っております。 それと同時に、今日実は旧柳谷さんの建物が事務所だという事でありましたので、私はそこに名刺を持って寄って来ました。ところが鍵が掛かっていて入れません、誰も人がおりません。そしてただ机が２つあるだけです。何かしらこの会社というのはどういう会社なのかというのが良く分かりませんので、その辺のところを出来れば選定委員会は副町長が中心となって進められて来た訳であります、いろんな形で選定委員会は、実は申請者との接触も持っているようでもありますので、その辺のところも合わせてご紹介頂ければというふうに思います。 山崎議員、３か年の決算書を提示して欲しいという事ですか。 開示して下さい。 副町長出来ますか。町長 この選定委員会に実は私入って無いものですから、今、言われるような審議の内容でどうしてＣになったのかという事までは承知しておりませんが、まあ、最低基準と言うものがあり
--	---

まして、その中で5段階くらいの採点の基準がありまして、その中でそれぞれの委員さん方が採点をして行くと、私はAよと、私はBよ、Dよといろんな採点が出ることになります。その採点のトータルで、点数でもって何点から何点までA、何点から何点までB、C、Dとランク付くような採点の方法になっております。

こういう結果を見ますと、トータルした場合にはCのランクだと。この評価の中ではCまでは合格よとこういう評定になっているようであります。従ってそういう採点の仕方の中で、今、山崎議員が言うように、飛びぬけて立派な会社が応募した訳では無いなという事は想定できます、これがね。ただ、あそこでいろんなその計画を見ますとイベントをどんどん持って来ながら自分たちの会社を一生懸命あそこで営業しますよと、こういう計画のようでありますから、是非そういう会社であって、そういう会社が管理をして頂きたいなと、私は実はそう思っております。

あそこに、ただ店の番頭をしているだけじゃお客は来ません。是非人をどんどんどんどん集め、いろんな地域から大きなイベントを自らの会社がやって、そしてあの道の駅を発展させて欲しいと、こう願うものですから、たった1社より申込ありませんでしたので、この裁定を委員会がしたと。これで立派かどうかというのはこの点数によってCという事ですからあまり立派でも無いし悪くも無いと。こういう事なんだろうと思います。まあ、その中で委員会の方ではギリギリ裁定オッケーよという結果を出したという事から今回の議案提案になっております。

それからエネルギーの会社はここに来て日は浅い訳ですけれども、このメンバーというのは札幌の会社が3社くらいの会社が合併して、出資をしながらここへ会社を作ったという経過です。それでこの会社の行動はですね、実は皆様方良く分からないと思うんですけれども、札幌から厚

議 議 町	沢部へ移住した大井という社長がそういうメンバーを作って、ここに会社を作ってその会社が厚沢部町にいろいろな企業誘致の仕事をしてきて頂いていると。我々にももう既に4つ5つの企業誘致的なものは持って来て、私どもに照会をして頂いている会社でありますけれども、いずれにしてもそういうふうに厚沢部の応援団と称して自分たちが言っているように、そういう会社があそこに事務所を構えたという事ありますから、実績的なものはまだ形になっているものは無いと、こういうふうに思います。ですけれども厚沢部においてこの管理の係に応募して、これから全面的にこういう事をしたいというふうな計画のもとに、この会社を選ばれたというふうな事だろうと思います。 事務所は、まだ金を儲ける仕事が出来ていないものですから、おそらく職員を派遣して置くというふうな状況では無いんだと思います。これで、いろいろとそういう動きの中で仕事を掴んでやってくると、そこには当然運営する事務所というものは正式に配置されるものだろうとこういうふうに思いますし、今の場所は登記上の設置している会社の位置、そういうふうな事であそこの家屋を賃借によって会社を置いていると。こういう事だというふうに理解しております。
	町長、あの答弁の最中ですが、山崎議員の言われているとおり、決算報告書というようなものは今この場に提示することは出来ないんですか。出来ないとすれば後で開示をすることは出来るんですかの点と過去3か年という事です。 町長 今、申し上げたとおり、まだ実績のない会社ですから決算書も何もおそらく提出されていないだろうと思いますけれども、これからの話だろうというふうに思います。

議 町 議 町 議 町	長 長 長 長 長	まあ、決算書自体は・・・。 一般社団法人として登録している限りはあるはずです。 それは、運営上おそらく人件費を考えると・・・。 町ではまだもらって無いんですか決算書は。 もらってないです、当然それぞれの人件費を考えれば赤字でしょうから。 町長チラッと見えたけれども、あるのでは。 これを開示するって事ね。 これは開示したって構わないと思います。これは単に流動資産が主ですから。なんであれば開示します。
		ええ、それお願いします。 （資料配布準備）ちょっとコピーする間、１１月２４日議員全員協議会を行いまして、選定委員長が副町長から具体的な話はある程度聞いているのですけれども、先程の山崎議員の質問でしたら、選定委員会の審議内容を今一度詳しく委員長である副町長から話をして頂きたいというふうな話でございますので、その点よろしく願いいたします。
		副町長 １１月２４日に開催されました全員協議会での説明という事でございますけれども、道の駅あつさぶ商業施設等の指定管理者の選定結果についてご説明いたします。 指定管理者の申請期限であります９月２１日までに申請のあった団体は、今、町長の方からも答弁致しましたけれども町内に住所を有します一般財団法人厚沢部新エネルギー開発１社でござ
議 副 町	長 長	

いました。

10月25日の第3回指定管理選定委員会におきまして4つの評価項目、まず1つ目は利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。一つ、業務計画書の内容が施設の効用を最大限発揮させるものであること。一つ、施設の適切な維持及び管理並びに管理に関する経費の縮減が図られるものであること。一つ、業務計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員・資産その他経営の規模及び能力を有しているもの又は確保出来る見込みがあること。以上、4点につきまして6名の指定管理選定委員の皆様によりまして候補者からの申請書類等に関するヒアリングを行いまして総合的に審査を行っているところでございます。

候補者につきましては、施設の安全面を確保する対策として駐車場誘導員の配置ですとか、また施設内の多言語化表示を計画していること、また集客の提案としてファンクラブアプリや施設内通信環境の整備、周辺地域を活用した自主事業。これは、ジャズなんかのミニコンサートですとか、農作物の収穫祭とかそういうものを計画していると。

あと、施設の管理運営に当たりましては十分な職員の研修ですとか、経費節減ために経理担当者を専従で雇用することも計画しています。また、厚沢部の農産物等を活用した商品開発を行って全国に発信していくこと、またテナント事業者との連携が期待出来ることと、新商業施設の有効活用が安全に見込まれるということが、指定管理選定委員会の中で評価されたというふうに認識しております。

その結果、先程山崎議員の質問にもございましたけれども、先程申し上げました4つの評価項目につきまして、6名の委員それぞれが1～5の5段階評価をいたしましてその各委員の評価を

点数化して総合評価を行いました。結果１８点という事でありまして「Ｃ」という結果となつて「Ｃ」以上は指定管理者として選定し町長に報告するというような規定になっておりますので、１０月１０日にこの結果によりまして町長に報告をしているところでございます。

それで先程の山崎議員の質問にもありましたんですけれども、まあ実績が無くて大丈夫かというような質問も、１０月２５日の第３回の指定管理選定委員会の中で委員の方から質問がございまして申請者が答えております。確かにここ３年間は具体的な実績は無いですけれども、社団の理事の高橋氏がこのヒアリングに立ち合った訳ですけれども、高橋氏自身が赤井川の道の駅の開設に企画段階から携わった経験を持っていると。また、この３年間というものはどういうふうにしたら厚沢部に人を呼び込めるのかと、そういうことを研究してきたとそういうようなことも仰っております。

繰り返しになりますけれども新しい商業施設の集客の提案として、ファンクラブアプリや施設内通信環境の整備、周辺地域を活用したミニコンサートですとか収穫祭を計画していると、厚沢部の農産物を活用した商品開発を行い全国に発信していくと。このような事から確かに実績は無いんですけれども、指定管理者として委員会の中でそういう事も評価には繋がったのかなというふうには考えております。

昨日の香川議員の質問にもお答えしたんですけれども、申請者の収支計画につきまして、１１月２４日の全員協議会で皆様の方にもお配りしているかと思っておりますけれども、その収支計画のシミュレーションにつきましては中小企業診断士にも見てもらっているという事を申請者の方から確認をしているところでございます。

議 長	私の方からは以上です。 はい、山崎議員、決算報告書につきましてはこの後配布いたしますが、もう少し時間が掛かりますので質問がありましたら次の質問に移って頂きたいと思います。
議 長 佐々木議員	10番 佐々木議員 昨日、香川さんが地方自治法に則っていないのではないかという事で、今、具体的に指定管理者選定云々という議論をしていますけれども、やはりこれは自治法に則って今日条例が出来たのを受けて、再度公募選定という流れで進むのが正解というか、そういう方向で行くのが法を犯さない取り進めでないかなというふうに考えるんですけれども、その辺は如何なものでしょうか。
議 長 副 町 長	副町長 先程、道の駅の条例について可決して頂いたところですが、指定管理者の選定に当たって確かに条例制定と指定管理者の選考という部分で順序が逆転してしまった部分がありますけれども、指定管理者の選考につきましては自治法の第244条の2の6項。また、厚沢部町の公の施設に係る指定管理者の指定等手続きに関する条例。こういったものに則りまして選定を指定管理選定委員会におきまして決しているところでもありますので、直ちに自治法違反という事では認識してはおりません。
議 長 議 長 町 長	副町長、自治法には違反していないという事でよろしいですね。 町長 香川議員から昨日質問がありました、設置条例が先ではないかという質問の中で、原則的にはそのとおりです。それで、ここで国からの通達の中で、わが方は今までトイレでも何でも出来て

	設置条例を制定している訳です。場所も変わらないという考え方の中でずっととそういうふうなやり方をして来たんですけれども、昨日のお話の中で設置条例が先じゃないかとのお話があったので、これは道の法制局の方で確認して頂きました。そこで公の施設の設置の自治法に対する扱いの中で留意事項として、公の施設の設置条例は公の施設の竣工前に制定しても差し支えないが、遅くとも供用開始までに制定することが必要であるというふうな支持をされた。 ですから、今回みたいに来年の完成時に営業を開始するとすれば、それ以前にこの行為が無ければ用意ドンが出来ないこういうふうな事になる訳ですから、この通達の中でも個々の扱いの中での拡大解釈がされている訳で、そういうふうに通達がありますので今回の設置はいずれにしても設置条例は置かなきゃならないので今回議会にお願いをしたとこういう事でございます。
議 長	町長、あの設置条例を今回審議して可決したんですけれども、選定委員会で決めた指定管理者については、地方自治法上設置条例が無かったんですけども、先に選定委員会で指定管理者を決定したと、それについては違法ではないという認識で良いんですね。 (はい、結構です。の声)
議 長 浜 塚 議 員	8 番 浜塚議員 今の町長の答弁、私非常に疑問に感じます。そんな事で私の見解を述べさせて頂きたいと思えます。 地方自治体は法律、条例等を基準に政策を進めている訳でございます。皆さんは遡及あるいは遡及効果という言葉をご存じかと思えます。今回の議案に関連がありますので話をさせて頂きます。法律や規則が施行される前の時点の物事は、後から法律を適用することを指します。ですか

議	長	ら今回出された指定管理者募集は、地方自治法に規定する条件に満たして無かったという事で、再度という事の今日の審議ですよ、提案ですよ。 しかし、今日の定例会で道の駅あっさぶ商業施設設置条例が承認となりました。認める事実です。この条例が指定管理者募集に遡及効果が及ぶという条文をお示し下さい。それであれば審議に応じられないと思います。 (議長発言許可外での発言あり)
		ちょっと待って下さい。先に選定委員会をして決めたという事は問題無いんでしょう。その件をもういっぺん町長の方から話して下さい。 もう一度かみ砕いて少し答弁して下さい。
議 町	長	はい、町長 今、通達等で申し上げましたように、これはですね公の施設の設置条例は、個別的に制定すべきでありますけれども、個別的にとはそれぞれ造るものをね・・・・ (議長発言許可外での早く根拠資料提出発言あり)
		だから、説明をしますと今、・・・
議 町 議 議 議	長	いや、早い遅いより町長が今答弁をしているんですから町長の答弁のとおり聞いて下さい。
	長	議長説明は止めます、コピーして配布します。
	長	暫時休憩します。(10:51)
	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(11:35) 議事を続行致します。

議		長	只今副町長より発言を求められておりますのでそれを許します。
議		長	副町長
副	町	長	施設の設置条例を制定する前に指定管理者の選定をする行為が自治法違反だというようなご指摘でございましたけれども、諸処関係機関等々に確認致しまして、まず指定管理者を指定する行為は行政処分と、ただしその指定管理者の候補者を選定する行為は準備行為であり、行政処分ではないという見解がございます。
			それで、この行政処分という事でございますけれども、この行政処分は法律なり条例なりによって直接効力をその人に及ぼすような処分でございますので、今回の指定管理の選定という行為は準備行為であるという事でございますので、必ずしも条例違反、法律違反ではないというように見解でございます。以上です。
議		長	はい。
議		長	引き続き質疑を行います。質疑ありませんか。（声無し）
議		長	それでは討論に入ります。討論ありませんか。
議		長	2番 山崎議員
山	崎	議	私は、指定管理者の代表者名、厚沢部新エネルギー会社の代表大井さん。私はこの人については賛成しますよ。いいと思いますよ。
員			だけでも、その過程が悪いんですよ。先ほど私質問しましたよね、選定委員の方々が満点でないと、何か問題があるんですかそれを紹介して下さいというのを、紹介してないですよ、町長、副町長は。

議 長 山 崎 議 員	満点は２５点でしょう、１８点でしょう今これ。だから何かしら選考の過程の中でね、何かしらあるんですかって、それを紹介して下さいってことだけど、それは答弁してないですよ。 それは確かに満点の人もいるかもしれない、１点の人もいるかもしれない。合わせれば１８点な訳だから。だから相対的にね、真ん中ですねと、それで上に点数付けられないのは何かしら、何かあったんですかと、それを紹介して下さいと言ったけれどもまだ答えて無かったですね。 どうですか、まず・・・ 山崎議員、質疑はもうすでに終了しております。山崎議員は、それは賛成討論なのか反対討論なのかはっきりして下さい。
議 長 山 崎 議 員 議 長 山 崎 議 員 議 長	私はですね、議事録を紹介して頂きました。それで委員会の中ではね、実際に申請者との面談をしていろんな情報交換をしているんですね。その中で申請者の代表者の方の発想、私素晴らしいと思います。ですから私はこの新エネルギーという会社に対しては大きな期待を持っていますし、賛同いたします。 しかし、その後の責任は議会として私は持ちませんので。それを本来ならばね、議事しなければならんだ。それをやらないうちに、こういう採決をするから駄目なんだよだから。 もう討論に入ってますから。 いいんだ、討論ならいいって。おれ賛成討論したんだから。 今の山崎議員は賛成討論という事であります。山崎議員宜しいですね。 良いよ、賛成だよ。 反対討論ありませんか。（声無し）

議	長	それでは討論を終結いたします。
議	長	議案第 1 2 号 原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第 1 2 号 道の駅あっさぶ商業施設等の指定管理者の指定について原案とおり可決されました。
議	長	日程第 2 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	諮問第 1 号で人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。（議案内容説明省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。
議	長	質疑ありませんか。（ありませんの声）
議	長	質疑を終結いたします。
議	長	お諮りします。本件につきましては人事案件でありますので討論を省略し直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について原案のとおり 厚沢部町館町 7 5 番地 2 1 谷口 匡佐子 氏

議	長	昭和３８年３月８日生（５８歳）
		を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の起立を求めます。
議	長	起立全委員であります。したがって諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて原案どおり可決されました。
		日程第２２　意見書案第１号から、日程第２５　意見書案第４号の４件を一括議題にしたいと 思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。
		お諮りします。意見書案第１号から意見書案第４号については、議会運営委員会で協議し提出することに決定しております。したがってあらかじめ配布しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して原案どおりに決したいと 思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。
		したがって意見書案第１号　「コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書」、意見書案第２号　「北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書」、意見書案第３号　「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」、意見書案第４号　「令和４年度の米政策に関する意見書」の４件について原案どおり可決 されました。
議	長	日程第２６　報告第１号各常任委員会の所管事務調査の報告について議題とします。
		はじめに、総務文教常任委員会第２回所管事務調査報告について委員長の報告を求めます。
		９番　高田委員長

高 田 委 員 長	それでは、総務文教常任委員会第2回所管事務調査報告を行います。調査年月日につきましては、令和3年10月26日1日間で行いました。調査項目につきましては、まず1番目として「地域再生エネルギー活用の今後の方向性（太陽光・水力・ガス）について」であります。2番そして3番目については、昨年と同様の調査をして報告したところでありますけれども、2番目として「学校運営協議会、GIGAスクール構想、小中一貫教育の取組みといじめ、不登校児童の現状について」、3番目として「学校施設状況（雨漏り、WiFi設置・コロナ対策リモート環境・無線ルーター貸出し、洋式トイレ設置、送迎バス管理状況等）について」であります。 調査員は以下の5名で行いました。 調査結果であります。 地域再生エネルギー活用の今後の方向性（太陽光・水力・ガス）について 今年国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次報告では、温暖化の原因が「人間の影響が・大気、海洋及び陸域を温暖化させて来たことには疑う余地がない」というふうに断言されました。 日本では、令和2年10月の臨時国会で菅前総理による「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」宣言がなされ、再生可能エネルギーの導入を最大限目指すとされ、北海道においても令和2年3月に国に先駆け2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを表明し「ゼロカーボン北海道」の取り組みを進めるとしております。 我々の日常生活や経済活動において、電気はなくてはならないものであり、カーボンニュートラルを目指す上で、再生可能エネルギーといわれる太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの活
-----------	--

用は今後必要不可欠なものとなってまいります。

当町では、以前から町有地の有効活用と鶉ダムにおける水力発電の可能性について町と議会において協議されてきた経緯があり、これらを踏まえた中で、町は再生可能エネルギーとして太陽光発電や小水力発電に向けた取組みを進め、かつ、町内公共施設等の消費電力確保と町民への安価な電力提供、更には冬期の農業生産の活用も視野に入れ、新たな新電力会社を起ち上げ、事業展開を図る意向が示されました。

その概要は、町内の民間の資本出資による新電力会社を設立し、まず太陽光発電設備を2か所で98kw、その後事業が軌道に乗った段階で順次小水力発電440kwの設備整備を進め、大手電力供給会社との提携を進めながら既存電気料よりも安い単価設定で電力の安定供給を図っていくという計画であります。

予定スケジュールとしては、令和4年度早々に新電力会社の設立を目指し、あわせて国の補助を活用しながら太陽光発電設備の整備を進め、並行して鶉ダムを活用した小水力発電の事業実現に向けた準備を進めて行く流れである。

当委員会意見として、この取り組みは近年の社会にかなうものでありこれからの流れに即したものであるが、会社運営を行う上で、まずは健全な運営を願うとともに、顧客確保に向け町民への再生可能エネルギー等に係る周知と、利用者に有利な料金設定により理解を得るとともに、電気市場においては、売電単価の変動や様々な抛出金・負担等、不確定で流動的な要素もあり、計画どおりに進まない事態も想定されることから、事業の慎重な取り進めを望むところであります。

次に、学校運営協議会（ＣＳ）、ＧＩＧＡスクール構想、小中一貫教育の取組みといじめ・不登校児童の現状についてであります。

当町の学校運営協議会（ＣＳ）は、厚沢部小学校が平成３０年度に設置、残る館・鶉小学校、厚沢部中学校も令和２年度に設置されました。

各校とも運営委員のメンバーは、校長の推薦により教育委員会から任命を受けた保護者、地域住民、学校校長・教員、学識経験者等１５名以内で構成されております。

実施状況は、令和２年度は年間３回、令和３年度は２回開催され、教育課程の編成、学校経営計画の承認や、教育活動への地域人材の協力、児童生徒の状況等について協議が行われております。

その内容については、定期で学校だより等の回覧や学校ホームページ、教育委員会の学校教育だより等で、掲載され周知されているところではありますが、地域への浸透が不足だという意見もあることから地域住民への一層の情報発信を心掛けて頂きたい。

ＧＩＧＡスクール構想における環境整備と活用状況については、国は２０２０年度の学習指導要領の改訂で、「児童生徒向けの１人１台端末と、高速大容量通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想」を柱としております。

当町では、全児童生徒へｉｐａｄやＷｉｎｄｏｗｓパソコンと学年に応じた端末の導入を完了させ、昨年度には全ての学校の校舎屋内全域でのインターネット接続可能な環境整備を行いました。

また、それを活用した授業内容では、教育支援ソフト導入による教員と児童生徒間で双方向授業の実施、オンライン英語コミュニケーション事業、学校間合同授業、グループワーク、遠隔授業等多様な拡がりを見せております。今後は教員への教育ソフト研修の充実等により、児童生徒への個性を育む授業展開に更に期待いたします。

小中一貫教育については現行の義務教育9年間を、小学校1年生から小学校4年生を「基礎基本期」、小学校5年生から中学1年生を「習熟・接続期」、中学2年生から中学3年生を「充実・発展期」に再編し、小学校と中学校の円滑な接続のもと、計画的・系統的で、ICTの活用や教科担任制による学力向上、中1ギャップの緩和・解消、豊かな人間性と社会性の育成、児童生徒理解充実による特別支援教育を可能とする教育を目標とするものである。

これまでの主な流れは、令和元年度に小学校3地区合同説明会を開催、令和2年度には小中一貫ユニットを組織、教員への説明、小中合同の学校運営協議会（CS）の開催。令和3年度4月には、3部会による小中一貫教育推進プロジェクトを組織し、一貫教育に向けた協議を進め、その内容を小中合同学校運営協議会で再度協議検討した後、教育長への答申を行うよう取り組みを進めているところであります。

合わせて、今年度より40年ぶりに学級編成の標準が40人から35人へ改訂が実施された少人数教育では、誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出すため、双方向型・課題解決型授業は児童生徒と教員、子ども同士の対話が鍵となっています、そのため学習集団の構成人数が増えると教員のきめ細やかな対応が難しくなることはやや懸念されます。また、支援学級数の増加の傾向もあって、教員の不足や負担増が心配されるとのことであるが、児童生徒そ

れぞれに対し行き届いた教育を望むものである。

いじめ、不登校については、毎年児童生徒へのアンケート調査を実施し、いじめ等が疑われる案件に関しては、教員が直接対象児生徒から聞き取り、確認を行うとともに、教育相談の実施や、校務分掌にいじめ防止委員会を設け組織的に取組みを実施しており、現在はいじめについての発生はありません。

不登校については、週数回登校、別室登校、怠学傾向児童生徒が数名見受けられ、学校保健委員会での協議、スクールカウンセラーによる児童生徒・保護者との面談や学校との連絡を密にするとともに、関係機関との連携も綿密に対応を行っている。

引き続き、児童生徒及び保護者のサポートを継続して進めて頂きたい。

3番目、学校施設状況（雨漏り、Wi-Fi設置・コロナ対策リモート環境・無線ルーター貸出し状況、洋式トイレの設置、送迎バス管理状況等）についてであります。

小中各校とも築年数が37年から46年までと相当年数が経過しており、毎年随時修繕等に対応しておりますが、一部雨漏りが完全に解消されていない校舎も見受けられるとのことでありますが、出来る限り児童生徒に支障が出ないよう早急な対応を願います。

また、和式便器の洋式化については、全校4割から5割程度まで普及してはいるが、全校のニーズを確認しながら、もし要望がある所は交換を進めて頂きたい。

校内Wi-Fi設置は、GIGAスクール構想における要素の一つであり、タブレット導入により早急な整備が必要なことから、令和2年度に全校整備が完了しております。コロナ感染予防対策に備える状況下においてリモート環境整備と家庭環境に応じた無線ルーターを貸出出来る体制

議 長 議 長 議 長 浜 塚 委 員 長	の確立は必須事項であり、これまで無線ルーターの貸し出し実績は無いものの、遠隔事業を想定したデモンストレーションも各校で実施し、貸出し準備も出来ている。また、状況によりルーター貸出しだけではなく、一部児童生徒のみの少数登校も想定しており臨機応変な対応が出来るものと期待いたします。 最後に、送迎バスは通学を含め、校外学習等にも活用されているところではありますが、地区により走行距離に格差が出る場合には、地域間での車両交換の検討や、一部において老朽化による腐食が著しい車両も見受けられるため、更新等も含め適宜状況確認をしながら児童生徒の移送を進めて頂きたいと考えます。 以上、総務文教常任委員会の報告です。 それでは、次に産業厚生常任委員会第2回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。 8 番 浜塚委員長 それでは引き続きまして、産業厚生常任委員会第2回所管事務調査報告をさせていただきます。調査年月日につきましては、10月12日1日間でございます。調査項目につきましては、「介護保険事業の運営状況について」、「農業振興公社の運営状況について」、「有害鳥獣対策について」、「滝野・稲見の農地整備について」の4点であります。 調査員につきましては私を含め4名の調査員となっております。 では、調査結果の報告をさせて頂きたいと思います。 まず、1つ目でございます。「介護保険事業の運営状況について」
---	--

町内の介護保険の第1号被保険者数は、令和3年8月現在で1,594人、高齢化率44%と、超高齢社会を迎えた厚沢部町にとっては介護保険事業の運営は、最重要課題であり、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう適切な介護サービスの提供や介護予防の推進等、地域全体で高齢者を支える体制づくりが求められる。

現状の訪問介護を見るとサービス業務の拡充とそれに係る人員の配置に伴う収支バランスの維持、介護職員の確保、居宅ケアマネジャーの育成等、在宅ケアを充実させるための体制強化が課題であり、将来的に介護タクシー等のサービスを含め町全体で介護事業を行えるよう社会福祉協議会及びあっさぶ介護サービスの2事業所の今後の存続のあり方についても協議が必要であると考えるものです。

介護を必要としない生活を送るための介護予防として、厚沢部町支えあい推進協議体を中心とした各地域でのふれあいサロンや、町内会行事等、地域での交流や、支え合いの機会の創出についても、より多くの地域での活動が行われるよう更なる推進が求められます。

また、独居の高齢者に対しては、介護サービスや地域の見守りでは限界があることや、近年では緊急通報システム等の通報機器の技術革新が図られているため、利用者の意向や生活を考慮した上で、以前より推進してきたボタンを押す緊急通報システムに代わる、水道やトイレの使用状況等の生活リズムにより利用者の異常を知らせる機器の導入についても十分検討する必要があると考えられます。

2点目でございます。「農業振興公社の運営状況について」

厚沢部町農業振興公社の過去5年間の決算状況を見ますと、令和元年度は、少雪によりハウス

除雪や融雪剤散布の受託作業が減少したことにより売上が落ち込む等、気候の変動に伴う多少のばらつきがあるものの、各年度において良好な運営がされていた。

農業振興公社は、平成5年に農業者の高齢化や過重労働、労力不足といった課題に対して、農業者への労働支援体制の充実を図ることを目的として設立されたものであり、今後の更なる高齢化や労働力の減少が予想されることから、その厚沢部町農業に果たす役割は大きいものと考えられます。

農業振興公社では耕起等の様々な作業を受託している訳ですけれども、中でもラジコンヘリ防除、小麦播種に次いで売上が高い堆肥散布は、農業者が、マニアスプレッダー等を所有していないこと等により需要が高い状況にあります。散布料金が大きな負担となり、行えない農業者が多くいるという現状であります。一方、農業振興公社でも繁忙期である春に散布の受託が集中しており、業務体系の負担となっていることを考慮すると、閑散期である秋の堆肥を散布する方法が挙げられます。堆肥散布は、畑作物の生育・収量が期待され、消耗した有機物の補給や土壌改良効果の観点から、生産現場の営農実態に合わせて散布時期が選択できる体制を整え、秋施用の促進を検討すべきであると考えます。また、併せて料金体系の見直しや料金清算の猶予等についても検討し、より多くの農業者が堆肥散布できるような体制づくりを求めるものであります。

3つ目でございます。「有害鳥獣対策について」でございます。

有害鳥獣による農作物の被害額は、報告されているものでだけで令和2年度で約5,200万円と甚大であります、今後更なる被害拡大が懸念されるところでもあります。調査時点では42名の鳥獣被害実施隊員により巡回や駆除が行われている状況でありましたが、個人の仕事等の都

合により従事できない場合があることや、日の出から日の入りまでという活動時間の制限等の人的・時間的制約があることから、より柔軟な駆除を可能とする、1名の野生鳥獣駆除員を配置しているが、被害拡大が懸念されるなか、増員し人員体制を整えることが喫緊の課題であると考えます。

また、自分の農地は自ら守ることが重要であります、農業者に対して電気牧柵や、箱わなの設置といった主体的な自己防衛に努めるよう、より積極的に啓蒙していくことが望ましいと考えます。

令和2年度からはICTを用いた、わな遠隔監視システムが導入されたことにより、隊員の捕獲状況確認のための、わな見回りへの負担軽減が図られているが、餌や、わなの設置状況等の確認のための見回りは必要不可欠であり、現状では出動報酬として1日5,000円、半日では2,500円が支給されておりますが、町内の広範囲にわたる巡回や燃料価格の高騰により、隊員にとっては燃料代が大きな負担となっていることから、情勢に合わせた燃料代への支援策についても今後の検討課題であると考えられます。

有害鳥獣対策、特に被害防除における行政の役割は重要であると考えますが、実際に駆除を行うのは鳥獣被害実施隊員であることから、今後も行政と隊員間で意見交換をする場を設け、情報共有を図り、少しでも被害が抑えられることを望むものであります。

4つ目でございます。「滝野・稲見の農地整備について」でございます。

事業状況について資料説明を受けた後、現地確認を行いました。

滝野地区の農地整備については、幹線排水路を整備することにより、山地流入処理や農地表面

議 議 議 議 議	排水の向上及び捨て水等の排水処理を行うものであり、農産物の品質向上が期待されるものであります。 稲見地区については、狭小区画や排水不良を解消するため、区画拡大による生産性向上及び農作業の効率化、また、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を図るものであり、今後の農業者の高齢化及び戸数の減少が危惧される中、担い手への農地集積が進み、経営面積の規模拡大がもたらす効果は大きいと考える。 それぞれ平成３０年度から令和６年度までの７年間の事業期間として整備が進められており、事業完了後の滝野地区・稲見地区の活性化と持続可能な農業の推進に期待をするものであります。 以上、委員会報告でございます。 これをもちまして、両常任委員会の所管事務調査報告について報告済みとします。 お諮りします、以上で本定例会に提出された案件の審議は全部終了しました。これをもって会議を閉じたいと思います。 これに御異議ありませんか。（異議なしの声） 異議なしと認めます。 したがって本定例会は、これをもって閉会することに決定しました。 令和３年第４回厚沢部町議会定例会閉会します。（１２：１０）
-------------------------------------	---